

平成 25 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間								
1. トン数標準税制 (海上運送法第 38 条に規定する課税の特例)	<p>現行【平成 21 年 4 月 1 日～】 【対象事業者】船舶運航事業者(国交省に届出・報告をしている事業者)のみ 【適用期間(拘束期間)】5 年間 【対象船舶】日本船舶のみ(100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は下表)</p> <p>【課せられる要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本船舶を 5 年間で 2 倍以上 ▶ 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を訓練 ▶ 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を雇用 ▶ 日本人船員を減少させない <table border="1" data-bbox="890 423 1233 620"> <tr> <td>～1,000N/T</td> <td>¥120</td> </tr> <tr> <td>1,000～10,000N/T</td> <td>¥90</td> </tr> <tr> <td>10,000～25,000N/T</td> <td>¥60</td> </tr> <tr> <td>25,000N/T～</td> <td>¥30</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改正後【(平成 25 年 4 月 1 日～)※見込み】 【対象事業者】船舶運航事業者(国交省に届出・報告をしている事業者)のみ 【適用期間(拘束期間)】5 年間 【対象船舶】日本船舶(100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は上表と変わらず) <u>準日本船舶※(100N/T 当たり 1 日当たりのみなし利益は日本船舶の 1.5 倍)</u> <u>※準日本船舶: 一定要件を満たした自社仕組船。対象となるのは日本船舶の増加隻数の 3 倍まで(但し日本船舶+準日本船舶で 450 隻が上限)。</u></p> <p>【課せられる条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 日本船舶を 9 年間で 3.2 倍以上(新規加入者は 5 年間で 2.2 倍以上) ▶ 毎年度、日本船舶・準日本船舶ともに 1 隻当たり 1 名以上の日本人船員を訓練 ▶ 毎年度、日本船舶 1 隻当たり 4 人以上の日本人船員を雇用 ▶ 毎年度、準日本船舶 1 隻当たり 2 人以上の日本人海技者を雇用 ▶ 日本人船員を減少させない 	～1,000N/T	¥120	1,000～10,000N/T	¥90	10,000～25,000N/T	¥60	25,000N/T～	¥30	<p>平 21(22).4.1～</p> <p><u>平 25(26).4.1～</u></p>
～1,000N/T	¥120									
1,000～10,000N/T	¥90									
10,000～25,000N/T	¥60									
25,000N/T～	¥30									
2. 船舶の特別償却	<p>現行(～平成 25 年 3 月 31 日)</p> <p>外航環境低負荷船(3,000G/T 以上) 特償率：日本船舶 18/100、外国船舶 16/100 設備要件：省略</p> <p>内航環境低負荷船(300G/T 以上) 特償率：16/100(但し、環境負荷低減に著しく資する船舶は 18/100) 設備要件：省略</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>改正後(平成 25 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日)※見込み</p> <p>外航環境低負荷船(3,000G/T 以上) 特償率：日本船舶 18/100、外国船舶 16/100 設備要件：現行要件に加え EEDI※を基準比より－7%適用前倒し (但し、平成 25 年 1 月 1 日以降の新造船契約分) <u>なお、トン数税制の適用事業者の船舶特償適用は不可</u></p> <p>内航環境低負荷船(300G/T 以上) 特償率：16/100(但し、環境負荷低減に著しく資する船舶は 18/100) 設備要件：一部改正(サイドスラスタを選択から必須に変更)</p> <p>※EEDI:「改正海洋汚染防止法」で定める排出基準エネルギー効率設計指標</p>	<p>平 23.4.1～平 25.3.31</p> <p><u>平 25.4.1～平 27.3.31</u></p>								
3. 特定資産の買換特例(圧縮記帳制度)	<p>船舶から船舶(譲渡差益の 80%を圧縮記帳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買換え資産(船舶)に対して新造船・中古船とも環境負荷低減型の設備要件あり ・買換えた船舶の船齢が譲渡した船舶の船齢を下回っていること 	<p>平 23.4.1～平 26.3.31</p>								

平成 25 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制度の概要	適用期間												
4. 中小企業投資促進税制 (中小企業による機械装置等の取得に係る特例)	<p>取得価額×30/100の特別償却又は取得価額×7/100の税額控除</p> <p>(資本金1億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金3,000万円以下の法人のみ)</p> <p>(船舶については、基準取得価額×30/100の特別償却又は基準取得価額×7/100の税額控除)</p> <p>1)機械装置 ……(取得価額160万円以上)(リース費用総額210万円以上)</p> <p>2)電子計算機等及び一定のソフトウェア ……(取得価額120万円以上)(リース費用総額160万円以上)</p> <p>3)船舶(内航貨物船 ……(基準取得価額=取得価額×75%))</p> <p>4)トラック車両 ……(車両総重量3.5トン以上)</p>	平 18.4.1～平 26.3.31												
5. 特定外国子会社等の所得の合算課税	<p>特定の外国子会社等の留保所得のうち、親会社(内国法人)の持ち分に対応する部分を親会社の所得に合算して課税する。</p>													
6. 登録免許税の課税の特例	<p>軽減後の税率(本則 4/1000)</p> <p>(1)所有権保存登記 新造又は外国法人から取得(新造された日から5年を経過していないもの)をする国際船舶の所有権の保存登記…船舶価額の <u>3.5/1000</u></p> <p>(2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け、または延払いによる債権の担保として設定される抵当権の登記…債権金額又は極度金額の <u>3.5/1000</u></p>	平 18.4.1～平 26.3.31												
7. 特別修繕準備金	<p>修繕費用×事業年度の月数/60か月×3/4</p>													
8. 船舶の耐用年数	<p>・油そう船 13年</p> <p>・薬品そう船 10年</p> <p>・その他のもの 15年</p>													
9. とん税、特別とん税	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th style="text-align: center;">(開港の入港毎)</th> <th style="text-align: center;">(開港ごと1年分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)とん税</td> <td style="text-align: center;">1 純トン</td> <td style="text-align: center;">16 円</td> <td style="text-align: center;">48 円</td> </tr> <tr> <td>(2)特別とん税</td> <td style="text-align: center;">1 純トン</td> <td style="text-align: center;">20 円</td> <td style="text-align: center;">60 円</td> </tr> </tbody> </table>			(開港の入港毎)	(開港ごと1年分)	(1)とん税	1 純トン	16 円	48 円	(2)特別とん税	1 純トン	20 円	60 円	
		(開港の入港毎)	(開港ごと1年分)											
(1)とん税	1 純トン	16 円	48 円											
(2)特別とん税	1 純トン	20 円	60 円											
10. 固定資産税の課税の特例														
1) 船舶	<p>・課税標準:</p> <p>(1)内航船 価格の 1/2</p> <p>(2)外航船、外国貿易船 価格の 1/6</p> <p>(3)外国船のうち国際船舶 価格の 1/18</p>	- - 平 9～平 26 年度取得分												
2) 外航用コンテナ	<p>・課税標準: 価格の 4/5</p>	恒久化												
11. 地球温暖化対策のための課税の特例(経過措置)	<p>石油石炭税に特例を設け、CO2 排出量に応じた税率を上乗せ 原油・石油製品 2,800 円(旧石油石炭税 2,040 円)/1KL 当り</p> <p>【経過措置】 対象：内航運送用船舶、一定の旅客定期航路用船舶に利用される重油及び軽油</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">原油・石油製品</td> <td style="width: 35%;">平成 24 年 10 月 1 日から</td> <td style="width: 35%; text-align: right;">2,290 円/1KL 当り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 26 年 4 月 1 日から</td> <td style="text-align: right;">2,540 円/1KL 当り</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 28 年 4 月 1 日から</td> <td style="text-align: right;">2,800 円/1KL 当り</td> </tr> </tbody> </table>	原油・石油製品	平成 24 年 10 月 1 日から	2,290 円/1KL 当り		平成 26 年 4 月 1 日から	2,540 円/1KL 当り		平成 28 年 4 月 1 日から	2,800 円/1KL 当り	平 24 年 10 月 1 日～			
原油・石油製品	平成 24 年 10 月 1 日から	2,290 円/1KL 当り												
	平成 26 年 4 月 1 日から	2,540 円/1KL 当り												
	平成 28 年 4 月 1 日から	2,800 円/1KL 当り												